

(公社)日本建築家協会 継続職能研修 (CPD) 規則

2005. 5. 31 制定
2005. 07. 28 一部改訂
2015. 07. 28 改訂
2019. 10. 10 一部改訂

(総則)

第1条

この規則は、会員規程第3条4の規定に基づき、継続職能研修(CPD)制度の実施に必要な事項について定める。

(目的)

第2条

CPD制度は、業務の質的向上と業務環境の変化への対応を支援することにより、会員が建築家としての職責と使命を十全に果たすことを目的とする。

(研修方法及び研修要領等)

第3条

- 1 前条の目的を達成するための研修等を認定プログラムという。
- 2 前項のプログラム認定基準は、別途定める。
- 3 認定プログラムは単位制とし、正会員は別に定める所定の単位数を履修する。
- 4 認定プログラムを提供する者（以下「プロバイダー」という。）の詳細については別途定める。

(CPD 評議会)

第4条

CPD制度の実施のため、本会にCPD評議会を置く。

CPD評議会は、下記を主な任務とする。

- 1 CPD認定プログラムおよびプロバイダの審査及び認定。
- 2 認定プログラムの管理運営。
- 3 CPD制度の普及活動及び認定プログラムの広報活動。
- 4 建築CPD運営会議構成団体として、建築CPD情報提供制度の運営に参画。

(事業年度)

第5条

CPD制度の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(認定プログラムの記録、公表及び管理)

第6条

認定プログラムの記録は、本部CPD評議会において保管するものとし、その公表に関する事項は別途定める。

(会員の履修単位)

第7条

履修単位、履修単位の認定、計算その他の履修認定に必要な事項は、細則をもって定める。

(CPD 評議会の委員等)

第 8 条

- 1 CPD 評議會は、委員会規程に準じて組織するが、建築 CPD 情報提供制度の運営参画の一環として、委員には学識経験者または他団体会員の実務者を含めるものとする。
- 2 CPD 評議会の委員は、職務に関し知り得た秘密を正当な理由がなく他に漏らし、または窃用してはならない。

(研修費用の負担)

第 9 条

プロバイダーは、第 4 条に掲げる認定プログラムに要する費用の全部または一部をその参加者に負担させることができる。